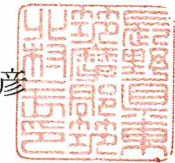


専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和6年度筑北村一般会計補正予算〔第4号〕を次のとおり専決処分する。

令和6年9月19日

筑北村長 太田 守彦



令和6年度筑北村一般会計補正予算〔第4号〕

令和6年度筑北村の一般会計補正予算〔第4号〕は、次に定めるところによる。

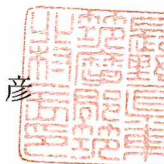
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ952千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,951,023千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月19日 専 決

筑 北 村 長 太 田 守 彦



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 地方交付税		2,388,654	952	2,389,606
	1 地方交付税	2,388,654	952	2,389,606
歳 入 合 計		4,950,071	952	4,951,023

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 商 工 費		181,575	952	182,527
	3 観 光 費	169,547	952	170,499
歳 出	合 計	4,950,071	952	4,951,023

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,388,654	952	2,389,606
歳入合計	4,950,071	952	4,951,023

歳 出

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	181,575	952	182,527	0	0	0	952
歳 出 合 計	4,950,071	952	4,951,023	0	0	0	952

2 歳 入

(款)10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1地方交付税	2,388,654	952	2,389,606	1地方交付税	952	001 普通交付税 952
						001 普通交付税 952
計	2,388,654	952	2,389,606			

3 歳 出

(款) 7 商 工 費				(項) 3 観 光 費				(単位：千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出	県 金	地 方 債				
2温泉施設運営費	104,340	952	105,292				952	27 繰 出 金	952	001 繰出金 952 001 とくら温泉施設特別会計 952
計	169,547	952	170,499				952			